免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２３４３号
東京都目黒区東が丘１丁目35―11
破産者　仙石　昇二
免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
平成23年５月18日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第７号
北海道岩見沢市４条西３丁目１番地
清算株式会社　岩見沢都市開発株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（ヒ）第３０２３号
大阪市東成区中道３丁目15番16号　毎日東ビル４階
清算株式会社　株式会社釣谷
代表清算人　釣谷　昌宏
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第１３号
大阪市西区南堀江３丁目３番９号
再生債務者　株式会社平田家具
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目１番３号　北浜清友会館９階　新宅法律事務所　弁護士　新宅　正人
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第９号
香川県坂出市川津町3347番地６
再生債務者　セルミ医療器株式会社
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年８月16日から平成23年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第３号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木字ヒハノ原2021番地
再生債務者　株式会社九州スクリーン
代表者代表取締役　甲斐　稔賢
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年８月２日から平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１８号
大阪市北区堂島浜１丁目１番15号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
再生債務者　株式会社レイコフインベストメント
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５０号
兵庫県尼崎市西向島町111番地、再生計画認可決定上の所在地大阪市平野区加美東２丁目２番28号、商業登記簿上の所在地大阪市生野区鶴橋１丁目１番33―812号
再生債務者　和光化学工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年５月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第２９号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
再生債務者　株式会社大巳商店
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区角田町８－１　梅田阪急ビルオフィスタワー34階　協和綜合法律事務所　弁護士　豊浦　伸隆
3　廃止の理由の要旨　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がなかった。
平成23年５月16日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２４号
埼玉県入間市大字下藤沢1110番地１　レーベンハイム508
再生債務者　木村　昌弘
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月21日から平成23年６月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第４４号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番24号
再生債務者　長嶺　　修
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月21日から平成23年６月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１１号
滋賀県近江八幡市鷹飼町東２丁目13番地１Ａ―202号
再生債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（再イ）第１４号
北海道苫小牧市矢代町２丁目５番５号
再生債務者　山田　秀行
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月22日から平成23年６月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第５５号
埼玉県上尾市大字小泉406番地43
再生債務者　荒舘　文男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月22日から平成23年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部